**子どもと高齢者を交通事故から守る会規約**

　（名称及び事務所）

第１条　本会は、子どもと高齢者を交通事故から守る会と称し、事務所を小牧市市民生活部市民安全課に置く。

　（目的）

第２条　本会は、子どもと高齢者を交通事故から守り、健やかで明るい社会を築くことを目的とする。

　（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、関係組織と緊密な連携を保ちつつ、次の事業を行う。

　(1) 交通安全運動のマンネリ化の是正に関すること。

　(2) 子どもと高齢者の特性に応じた交通教室及び現場指導に関すること。

　(3) 交通安全に関するグループ等の結成に関すること。

　(4) 子どもと高齢者の交通安全に関する調査研究に関すること。

　(5) 危険場所の実態調査に関すること。

　(6) その他本会の目的達成のため必要な事項

　（組織）

第４条　本会は、小・中学校ＰＴＡ、保育園・幼稚園・認定こども園の保護者会等、小牧市女性の会をもって組織する。

　（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

　(1) 会長　１名

　(2) 副会長　３名

　(3) 常任理事　１５名以内

　(4) 理事　１２０名以内

　（役員の選任）

第６条　役員の選任は、次による。

　(1) 会長は、常任理事の中から選任する。

　(2) 副会長は、必要に応じ常任理事の中から選任する。

　(3) 常任理事は、理事の中から選任する。

　(4) 理事は、第４条に規定する各組織の中から選任する。

　（役員の職務）

第７条　役員の職務は、次による。

　(1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

　(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

　(3) 常任理事は、本会の運営及び事業の推進に当たる。

　（役員の任期）

第８条　役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員の任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間、引き続いてその職務を行うものとする。

　（部会の設置）

第９条　本会において、第３条の事業を効果的に推進するため、次の部会を置く。

　(1) 小学校部会

　(2) 中学校部会

　(3) 保育園・幼稚園・認定こども園部会

　(4) 小牧市女性の会部会

２　理事の所属は、選任団体の所属する部会とする。

３　部会に必要に応じて部会長及び副部会長を置き、各部会に所属する常任理事の互選によりこれを定める。

　（会議）

第１０条　本会の会議は、総会、理事会、常任理事会及び部会とし、理事会をもって総会に代えるものとする。

２　会議は理事の３分の１が開催を求めた場合、開催することとし、理事の過半数が出席しなければ開くことはできない。

３　会議の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会議は、緊急を要するときその他会長（部会にあっては、部会長）が特に必要と認めたときは、書面による意見聴取を行い、理事の過半数からの回答をもって会議の開催に代えることができる。

　（理事会）

第１１条　理事会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

２　理事会は、必要な事項を審議決定する。

　（常任理事会）

第１２条　常任理事会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

２　常任理事会は、本会の運営に関する事項を協議するほか、理事会の委任事項を審議決定する。

　（部会）

第１３条　部会は、部会長が必要に応じて招集し、議長となる。

２　部会は、必要な事項を審議決定する。

　（雑則）

第１４条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

　　　附　則

　この規約は、昭和５１年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成１２年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成１３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成１７年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成２０年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、平成２６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規約は、令和３年５月２４日から施行する。

附　則

　この規約は、令和４年５月１７日から施行する。

附　則

　この規約は、令和６年９月１９日から施行する。